

業務委託代金前金払実施要領

業務委託代金前金払実施要領

平成 12 年 4 月 1 日制定

平成 21 年 4 月 1 日改正

令和 7 年 4 月 1 日改正

(通則)

第 1 条 業務委託代金前金払（以下「前金払」という。）の実施については、業務委託契約約款（以下「約款」という。）第 33 条及び、第 35 条の規定によるほかこの要領の定めるところによる。

(実施の範囲)

第 2 条 前金払の対象とする業種は、測量及び建設工事に関する設計調査その他建設コンサルタント業務（東広島市建設工事等請負業者選定に関する規程（昭和 51 年東広島市訓令第 14 号）第 2 条第 3 項に規定する業務をいう。）とし、いずれも契約金額が 1 件 50 万円以上の業務とする。

2 前払金は、約款第 35 条に定める経費以外の支払に充当してはならない。

(前金払の額)

第 3 条 前金払とする金額は、契約金額の 10 分の 3 以内の範囲とし、支払最高限度額は次条の保証事業会社がした当該業務の保証の範囲内とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

2 前項の場合において、算定して得た額に 1 万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(保証事業会社)

第 4 条 東広島市が指定する保証事業会社は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社とする。

(契約金額の変更による措置)

第 5 条 前金払を行った後、設計変更等の理由により契約金額を変更した場合の

取扱いは、次のとおりとする。

(1) 契約金額が増加した場合

増加額に対する前金払は、原則として行わない。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、増加した額の100分の30以内の範囲で前金払をすることができるものとする。

(2) 契約金額が減少した場合

既に支払済みの前金払の額が、減額後の契約金額の100分の50に相当する額を超える場合は、その超過額を返還させるものとする。

(申請及び支払)

第6条 前金払の申請書は、当該業務を発注する担当課で受理し、適正な請求書と保証証書を受けた日から14日以内に前払金を支払うものとする。

2 前項の規定による保証証書の受領については、前払金の支払を請求しようとする者が、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって、当該保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講じた場合においては、当該業務を発注する担当課は、当該保証証書を受領したものとみなす。

3 前項及び約款第33条第2項の規定により市長が認めた措置は、前払金の支払を請求しようとする者が、電子証書等閲覧サービス（電子証書等（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行された証書又は証券をいう。）を、電気通信回線を通じて発注者等の閲覧に供するため、電子計算機を用いた情報処理により構築されたサービスであって、保証事業会社が指定するものをいう。）に送信した電子証書等を閲覧するために用いる契約情報（電子証書等の契約番号をいう。）及び認証情報（電子証書等の契約番号に関連付けられた暗証番号をいう。）を、当該業務を発注する担当課に提供するものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に締結された契約については、なお従前の例による。